

## 通所介護等事業をお考えの方へ

介護保険法による通所介護等（通所介護・地域密着型通所介護・通所介護相当サービス）を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人デイサービスセンター」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるに当たっても、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるに当たっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

については、事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。（計画図面が基準に適合していない場合、翌月に再協議となる場合があります。）

事前協議は、毎月原則12日から19日の期間内で行いますが、あらかじめ十分期間をおいた上で、早めに電話等で予約をしてください。事前協議から指定までの流れについては、以下のページに掲載しておりますので必ずご確認ください。

（ホーム>各課のご案内>健康福祉部>福祉指導監査課>メニュー>指定介護サービス事業者向けページ>新規申請手続きについて>「指定居宅サービス・介護予防・日常生活支援総合事業新規申請について」の『新規申請スケジュール及び書類作成留意事項(pdf)』）

### 1 協議に必要な書類

- (1) 指定申請事前協議書（協議様式1）
- (2) 開発許可及び建築確認に関する確認・協議事項（協議様式2）
- (3) 消防署との協議記録（協議様式3）
- (4) 通所介護等施設整備チェックリスト（協議様式4）
- (5) 建物の平面図(床面積を記載しているもの)
- (6) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
- (7) 土地及び建物登記簿謄本（新築の場合は、建物登記簿謄本除く）
- (8) 賃貸借契約書（案）の写し（土地又は建物が賃貸の場合）
- (9) 建築基準法に基づく検査済証の写し(既存の建物を使用の場合)

### 2 事業計画

事業の計画にあたっては、介護保険法のほか、下記の「基準」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

- ① 「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）
- ② 「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年茨木市条例第46号）
- ③ 「茨木市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成31年4月1日実施）

### 3 通所介護等事業開始にあたっての検討項目

検討項目	検討すべき内容
建物の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開設予定地の状況（立地条件検討） 競合施設の有無、整備進捗状況、市町村の考え方、近隣環境（地域によっては建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります）</li> <li>○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模 《他のサービス・別事業の可否についても検討》</li> </ul>
収支算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物（設備）に要する費用 建設コスト（新築・改築）《賃借も改修コスト算定は必要》 設備取得コスト《賃借の場合は保証金等についても考慮》</li> <li>○運営経費 人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済</li> <li>○収入見込（算定にあたっては平均稼働率見込が必要） 介護報酬等、利用者負担</li> </ul>
資金確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期投資費用 建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費）</li> <li>○運転資金 少なくとも運営経費の3か月分（介護報酬等の請求支払いのタイムラグ） 自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする</li> </ul>
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要資格者の確保 生活相談員……社会福祉士、社会福祉主事等の資格 看護職員……看護師、准看護師 機能訓練指導員……理学療法士、作業療法士等の資格</li> <li>○その他従業者の確保</li> </ul>
事業運営主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人格の確保（取得） 新規設立法人又は既存法人のいずれも可能</li> <li>○法人事業への当該事業の位置づけ 定款等の事業目的に当該事業が記載されていること（許認可・変更登記等の手続きが発生、申請までに手続きを完了させてください） (記載例) 通所介護事業：介護保険法に基づく居宅サービス事業 地域密着型通所介護事業：介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 通所介護相当サービス事業：介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</li> </ul>
療養型の場合は、契約医療機関の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約医療機関の確保 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応の医療機関を定め、緊急時に円滑な協力が得られるよう契約を結ぶ必要があります。 緊急時対応の契約医療機関は、同一の敷地内、又は隣接若しくは近接している必要があります。</li> </ul>

## 建物に関する留意事項

- 建物の設置場所は、都市計画法上の市街化区域内であること。
- 新築は、申請法人所有、賃借を問わず、建物は建築基準法に基づく建築確認行為及び検査済証の交付を受けたものであること。改修の場合は、用途変更等の建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、審査指導課と事前に相談してください。その結果を「開発許可及び建築確認に関する確認・協議事項（協議様式2）」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）して事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。
- 「防火対象物使用開始届」等の消防法上の手続きについて、消防署と事前に相談し、受理、検査が確認できるものであること。改修の場合は、事前相談の結果を「消防署との協議記録（協議様式3）」に記載して事前協議に持参してください。  
なお、手続きは申請までに完了させる必要があります。

#### 4 人員及び設備に関する基準について

##### (1) 人員に関する配置基準

【利用定員が10名を超える場合】

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	・ 専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、 介護福祉士、介護支援専門員専門員 ※社会福祉主事	・ 単位の数にかかわらず通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上
看護職員	看護師、准看護師	・ 単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者が1以上
介護職員	なし	・ 単位ごとに、通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（6月以上の経験が必要）	・ 1以上

- ・ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること
- ・ 単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること
- ・ 確保すべき生活相談員の勤務時間数の計算式  
提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 $\geq$ 提供時間数  
※提供時間数＝事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）
- ・ 確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式  
利用者数15人まで：単位ごとに確保すべき勤務延時間数 $\geq$ 平均提供時間数  
利用者数16人以上：単位ごとに確保すべき勤務延時間数 $\geq$ （（利用者数－15） $\div$ 5＋1） $\times$ 平均提供時間数  
※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計 $\div$ 利用者数
- ・ 看護職員について、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、確保されているものとする。

【利用定員が10名以下の場合】

職種		資格要件	配置基準
管理者		なし	・ 専らその職務に従事する常勤の者1名
従業者	生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員専門員 ※社会福祉主事	・ 単位の数にかかわらず通所介護を提供している時間帯に <u>生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上</u>
	看護職員	看護師、准看護師	・ 単位ごとに通所介護を提供している時間帯に <u>看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上</u>
	介護職員	なし	
	機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（6月以上の経験が必要）、	・ 1以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活相談員又は看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること</li> <li>・ 単位ごとに看護職員又は介護職員を常時1人以上従事させること</li> <li>・ 確保すべき生活相談員の勤務時間数の計算式 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数<math>\geq</math>提供時間数 ※提供時間数＝事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）</li> <li>・ 確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式 単位ごとに確保すべき勤務延時間数<math>\geq</math>平均提供時間数</li> </ul>			

※社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は、厚生労働省社会援護局福祉基盤課（TEL03-5253-1111）にお問い合わせいただきご確認願います。

【注】

- ① 「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

(2) 設備に関する配置基準

設備	内容
食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれ必要な広さを有すること</li> <li>合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること</li> <li>狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可</li> </ul>
機能訓練室	
静養室	
相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること</li> </ul>
事務室	
消火設備その他非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法その他の法令等に規定された設備</li> </ul>
その他の設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護の提供に必要なもの</li> </ul>
<p><b>【注】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静養室は、専用の部屋を確保し、利用定員に対して（複数の利用者が同時に利用できる）適当な広さを確保すること</li> <li>事務室は、職員、設備備品を配置できる広さを確保すること</li> </ul>	

(その他の必要な設備の考え方)

便 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること（複数設置で、車いす用便所とすることが望ましい）</li> <li>ブザー、呼び鈴等通報装置が設置されていること</li> </ul>
厨 房	<p>(食事を提供する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生に配慮した設備とすること。(保存食の保存設備を設置することが望ましい)</li> </ul>
浴 室	<p>(入浴介助を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮し、介助浴を基本とする。</li> </ul>

※設備については、専ら指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

○療養通所介護

(1) 人員に関する配置基準【利用定員9名以下に限る】

職種		資格要件	配置基準
管理者		看護師（適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者、訪問看護に従事した経験のある者）	・ 専らその職務に従事する常勤の者1名
従業者	看護職員	看護師、准看護師	・ その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が利用者の数1.5に対し、1以上
	介護職員	なし	
・ 従業者のうち1人以上は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する常勤の看護師であること			

(2) 設備に関する基準

設備	内容
専用の部屋	・ 6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・ 明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	・ 消防法その他の法令等に規定された設備が必要
その他の設備及び備品	・ 療養通所介護の提供に必要なもの

(その他の必要な設備の考え方)

事務室	・ 職員、設備備品を配置できる広さを確保すること
相談室	・ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
便所	・ 介助を要する者の使用に適した身体障害者用の構造・設備とすること（最低1か所以上） ・ 緊急呼び出し等通報装置が設置されていること
厨房	（食事を提供する場合） ・ 環境衛生に配慮した設備とすること（保存食の保存設備を設置することが望ましい）
浴室	（入浴介助を行う場合） ・ 要介護者が入浴するのに適したものとすること

※設備は、専ら指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。

ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

### (3) 緊急時対応医療機関

- 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応の医療機関を定め、緊急時に円滑な協力が得られるよう必要な事項を取り決めておく必要があります。
- 緊急時対応の契約医療機関は、同一の敷地内、又は隣接若しくは近接している必要があります。

## 5 その他の留意事項

- ① 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気、適温調整等、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものであること。
- ② 静養室・便所・浴室・脱衣室等、利用者が1人になる可能性があるスペースには、緊急呼び出しを設置すること。
- ③ 処遇スペース（食堂・機能訓練室、静養室、相談室）については、同一階に配置すること。（エレベータ設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く）
- ④ 段差の解消、スロープの設置など高齢者の安全、利便に配慮した構造とし、車いすの利用が可能なものとする。
- ⑤ その他の法令等を順守すること。

## 6 申請時の留意事項

### (1) 「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。改修の場合は、事前協議までに必ず協議し、その結果を「協議様式5 消防署との協議記録」に記載して事前協議に持参してください。

申請時に提出する「防火対象物使用開始届」は、所轄消防署の【受付印】と【検査済印】の押印が必要ですので、申請前に所轄消防署の設備検査（立ち入り等）を完了してください。

### (2) 「建築基準法7条5項による検査済証」について

事業所を新築する場合には、申請時に建築基準法7条5項による検査済証の添付が必要です。

改修の場合は、事前協議までに必ず、事業所設置場所の都市計画法上の区域（市街化区域／市街化調整区域）及び用途変更等建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、審査指導課に確認し、都市計画法上の区域及び建築基準法の手続に関する協議結果を「協議様式4 市町村開発許可担当課及び建築確認担当課との協議事項」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）して、事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請時に確認済証等の添付が必要ですので、申請までに完了してください。